

トマス・ベケットの列聖…列聖請願書の分析

小野賢一

はじめに

イギリス・ルネサンスの時代の作家チョーサーの『カンタベリー物語 (The Canterbury Tales)』(一三八七～一四〇〇年頃成立)は、霊験あらたかな聖人の加護を得るためにカンタベリー巡礼を行う様々な職業・身分の人々が巡礼の道中で語る興味深い話の集成という体裁をとる。その舞台とされたカンタベリー大聖堂に聖なる亡骸として眠る聖人こそがトマス・ベケットである。一二世紀後半から盛んになるカンタベリー巡礼は、この聖人の墓所を詣でる旅であった。

トマス・ベケット(一一一八～一一七〇年、カンタベリー大司教としての在位は、一一六二～一一七〇年)は、カンタベリー大聖堂のなかで一一七〇年二月二九日にイングランド国王ヘンリ二世の配下の四人の騎士に襲撃されて殺害され^{〔1〕}、一一七三年二月二日にローマ教皇アレクサンデル三世(在位一一五九年～一一八一年)によって列

聖された^②。トマス・ベケットをめぐる殺害から列聖に至る一連の経緯が存在しなければ、『カンタベリ物語』は著されることはなく、英文学の歴史も全く違うものになったであろう。そのためこの一連の経緯が、英文学の開花とその後の発展に多大なる影響を及ぼしたということは周知の事実とされている。

一方で、トマス・ベケットの列聖が、西欧中世の政治文化の形成に及ぼした影響については看過されている。現代の列聖プロセスから類推して、列聖^③は教皇権の最も異論の余地のない専決事項であると看做されるからである^④。だが実際は教皇権の介入以前の政治状況が列聖に与える影響は大きい。本稿では、列聖推進者によってこの大司教の殺害後に開始される列聖プロセスの検証から、この事件の歴史的位置づけを考えたい。この考察は、大グレゴリウス（在位五九〇～六〇四年）以来、数百年ぶりにローマ典礼暦のカノン（典礼文）のなかにトマス・ベケットが取り入れられるという快挙を達成したのは何故かという謎を解明する糸口となるだろう。

トマス・ベケットをめぐる諸問題については、イングランド国制史研究のアプローチからの成果の豊富な蓄積がすでにある^⑤。トマス・ベケット殺害事件後の一二七二年のアヴランシユの和約におけるローマ・カノン法の継受を高く評価するブルック^⑥の古典的な研究に加えて、「神は同じことを二度裁かない」という表現をトマス・ベケットに帰し、ゆえに教会法の伝統から逸脱していると主張するイギリス国制史の権威メイトランドの研究^⑦、メイトランドとは逆にトマスの逸脱性を否定し、使徒のカノン二五条「教会の同意なしに聖職者は世俗法廷で裁かれない」が法源であると主張し、グレゴリウス改革の影響を重視したダガンの研究^⑧、トマスは二重処罰禁止に言及していないと指摘し、一二世紀の教会法グループを二つに分類し調査した結果、二重処罰禁止は、トマス死後に教会法に取り入れられると主張するフレイハーの厳格な実証的研究などを挙げることができる^⑨。議論は百花繚乱の様相を

呈する⁽¹⁰⁾。

だが、いずれにせよ、これらの研究はトマス・ベケットをめぐる一連の出来事をイングランドの内部の問題に還元する傾向がある⁽¹¹⁾。本稿では、神聖ローマ帝国に対抗し得る大勢力としてアンジュー帝国が台頭するというグローバルな政治状況のなかで一二世紀の教皇権の外交政策の転換が最も如実にあらわれる領域としてトマス・ベケットの列聖を位置づけたい。史料としては、トマス・ベケットの列聖のために、カンタベリ教会からフランスへの亡命聖職者ハーバートが執筆した教皇アレクサンデル三世宛列聖請願書を用いる⁽¹²⁾。在野の列聖推進活動の最終段階で提出される列聖請願書の分析によって、教皇権介入以前の列聖プロセスの前半の在野の列聖推進活動の最終段階の状況について窺い知ることができる。大司教殺害(一一七〇年二月二九日)から列聖(一一七三年二月二日)までわずか二年ほどの短期間であったが、これほどの短期間に列聖が行われたのは何故かという理由も、この史料を用いて教皇権の公式の調査が始まる以前の在野の列聖推進活動の状況を探ることで解明されるだろう。

本稿で扱うハーバートの列聖請願書の特筆すべき点は、それが一二世紀の教皇権の外交政策の転換⁽¹³⁾という全ヨーロッパ規模の政治的駆け引きの過程で在野の列聖推進者と教皇権の利害が一致して教皇権に受理され、列聖を促した文書であったのと同時にひとりの悩める亡命聖職者であった書き手の境遇を示すエゴドキュメントでもあったという点に存する。グローバルヒストリーとエゴヒストリーの交差するところを読み解く史料としての特殊性と魅力をこの列聖請願書は備えている。

第一章 列聖プロセスのなかの列聖請願書

列聖プロセスのなかの列聖請願書の位置づけについて述べたい。在野の列聖推進者によって列聖推進活動が担われた。特に「ポワティエ司教カンタベリのシヨン宛書簡」「セルのペトルス宛書簡」「サンス大司教ウィリアム宛書簡」などのソールズベリーのジョンの書簡による列聖推進活動が知られている⁽¹⁴⁾。列聖推進活動のプロセスの最後に列聖請願書が出される。その後初めて教皇権による列聖調査が開始される。つまり列聖請願書が首尾よく受理されない限り、教皇権は動き出さない。その意味で列聖請願書は列聖プロセスのなかで特別な重要性を持つものであるといえよう。本稿で取り上げたハーバートによる教皇アレクサンデル三世宛列聖請願書もまた列聖推進活動の最後に出された文書であり、これにより教皇権は動き出す。

教皇権による列聖の調査のはじめに列聖調査依頼文書が出され、教皇アレクサンデル三世によって任命された数名の枢機卿による予備審査が開始されることとなる。その結果を踏まえ、ようやく教皇権による本審査が開始されるのである。最後に審査の結果は列聖教書によって公示される⁽¹⁵⁾。

列聖請願書などの列聖関連史料は列聖の実務に携わる列聖省などの教会関係者の扱う無味乾燥な一件書類と見做され、敬遠されてきた。そして史料としてだけでなく、文芸作品としての華やかな魅力を備えていることもあって、聖人伝に研究者の関心は集中した⁽¹⁶⁾。だが、トマス・ベケットの列聖プロセスを調査するにあたって聖人伝史料を用いることは難しい⁽¹⁷⁾。『聖トマス・ベケット伝』に関しては、ソールズベリーのジョン版(一一七〇年)、エドワード・グリム版、ピーターバーバラのベネディクト版、カンタベリのウィリアム版、ハーバート版などがある⁽¹⁸⁾。そのな

かで書かれた時期の早さと完成度の高さを両立させたグリム版や、グラティアヌスやルフィヌスが引用され、ボローニヤ学派やアングロ・ノルマン学派の法体系の整備と法源の探求にとつて都合がよかつたカンタベリのウィリアム版が高く評価されてきた。しかしながら、それらの聖人伝は列聖後に編纂されたものである¹⁹。列聖後に編纂された聖人伝は当然のことながら列聖のプロセスに影響を与えない。聖人伝諸版から列聖後のトマス・ベケット崇敬の伝播の状況を知ることとはできるが、列聖前の状況や列聖時の状況を探ることとはできないのである。一方で列聖請願書を用いるとそれが可能になる。

聖人伝の次によく知られている史料は列聖教書であろう。ゆえに列聖請願書と列聖教書の性質の違いについて一言したい。在野から出される列聖請願書と教皇権より発給される列聖教書は、列聖に対して全く逆の立場から書かれた文書であるという点に注意しなければならない。列聖教書は教皇権の思惑を読み取るのに適した文書であり、列聖請願書は在野から出されるがゆえに在野の思惑、すなわち列聖推進活動の総決算を読み取るのに適した文書であるといえよう。

第二章 イングランド教会の正常化

一一六三年ソールズベリ郊外のクラレンドンで会議が招集された。その議論をまとめた一一六四年のクラレンドン法によつて、封建的コモン・ローと教会法の対立が明らかになった。トマス・ベケットは例外なき聖職者の特権を主張し²⁰、度々ヘンリ二世と対立した。

そのような状況下でヘンリ二世は、慣例となっていたカンタベリ大司教による聖別を行わず、息子の若ヘンリをイングランド国王として即位させた。カンタベリ大司教トマス・ベケットはこれに異を唱え、国王の即位に加担した司教たちに教会罰を与えた。ヘンリ二世とトマス・ベケットの関係はこれにより決定的に険悪になった。ヘンリ二世の意向を察した彼の配下の四名の騎士たちがノルマンディーからイングランドにわたり、大聖堂のなかでトマス・ベケットを殺害することとなる²¹。当時は司教などの高位聖職者が暗殺されることは珍しいことではなかったが²²、大司教の殺害された場所が大聖堂の中というあまりにも劇的かつ象徴的な舞台であったため、事態はイングランド国内の問題におさまらず、「教会の自由」に対する世俗権力の侵害を象徴する行為であると教会によって見做され、聖俗権力の対立という大事件に発展する²³。

イングランド教会の惨状について列聖請願書は次の如く伝える。

神が分けたあの（聖人の血の）雨は、すでにこれまで彼の遺産（教会）に対して停止されているから、そして香油が長い間、閉じ込められて保たれているから、そしてすでに長い間、香油入れが粉碎されているから、特に教会がこれまで記憶していることを神が不当な者たちに注ぐので、それゆえすでにすべての者たちの心は狼狽して乾いている。教会の弱さと無知が、誰にとっても、これまで無言の司教たちにとっても、甘く全く生き生きとしたその香りを世界のすべての家に放っていることを除いて、世界の如何なる卑しいことと取るに足らないことが、あなたのかの長子であるキリストの殉教者の栄光を、土地の全世界に宣言しているのか私は知らない。順序が逆かどうか見よ。司教は黙り、人々が福音を説くのを、あなたは見るだろう²⁴。

この文書では、イングランド教会の機能が停止し、無秩序に陥っている状況が描写されている。このような状況を踏まえて次の如く列聖請願書は教皇にイングランド教会の聖務停止を列聖をもって解除するようにという助言を行う。

というのも、神が分けたこの自由意志の（聖人の血による祝福の）雨をやがてあなた（教皇）があなたの手を開いてあなたの遺産（教会）に注ぐや否や、あの遺産自体が完成され（聖人の血によって祝福され）すべてが善によって満たされることを私は知っているし、確信するからである⁽²⁵⁾。

イングランド教会の正常化は教皇権の外交政策にとって不可欠であった。列聖をきっかけとして早急にイングランド教会を正常化せよというハーバートの主張はヨーロッパ北部の諸勢力との友好を重視する教皇権にとって極めて大きな説得力を持ったであろう。教皇アレクサンデル三世にとって、神聖ローマ皇帝フリードリヒ・バルバロッサが擁立した対立教皇を打倒して生き残るためには、イングランド国王ヘンリ二世の支持が不可欠だった。ヘンリ二世もまたアイルランドやスコットランドやアキテーヌといった地域での紛争を抱えており、複合国家アンジュー帝国の統治のために教会の支持を必要としていた⁽²⁶⁾。深刻な外部の状況が存在したため双方が早急な和解の機会をうかがっていた。それゆえ教会正常化のために列聖を利用するというハーバードの主張は教皇アレクサンデル三世に受け入れられることとなる。

第三章 奇蹟なしの列聖

古代教会の列聖（聖人認定）⁽²⁷⁾と中世教会の列聖は、殉教と奇蹟のどちらに重点を置くかという点で異なる。古代のヨーロッパでは、キリスト教徒に対する迫害による殉教が多かったが、中世に入り、キリスト教が受容されるにつれて殉教は減少する。その結果、殉教による列聖も減少し、奇蹟による列聖が増加する。まさに中世は奇蹟主義の時代であったといつてよい⁽²⁸⁾。

列聖請願書は列聖推進活動の最後に出される。列聖請願書は教皇権が発給する列聖調査依頼文書で開始される枢機卿たちによる予備審査の最後のひと押しを列聖推進者が遂行するための文書である。教皇権による調査を始動させるために列聖に必要なすべての要件が揃っていることを列聖請願書によつて証明しなければならぬ。だが、西欧中世の奇蹟重視の傾向を鑑みるならば、トマス・ベケットの列聖が行われた一一七三年初頭の段階においても列聖に必要なすべての要件が揃っていることを証明することは至難の業であった。トマス・ベケットの逝去後一二年の間は奇蹟の数も少なかったからである。苦肉の策として列聖請願書では次の如く殉教重視の方針が打ち出された。

それゆえ今や彼（トマス）が驚くべきやり方で行っているそのことにおいて主はこの主の聖人のなかで驚異的である。驚異的に福音を伝えれば伝えるほど、ますます盛大に主はその聖人の栄光を讃える。無謀というよりむしろ慎重さからそれ程の威厳に対してすべてに優先するあなたの損なわれないかの特別な首位に対し

て私は申し上げる。たとえ見られ得るしるしの証拠がなくとも、これ以上のいかなる命令も期待されることなく殉教者のシユロに殉教者の栄光がすぐに続くべきであること⁽²⁹⁾。

列聖請願書は上述の如く殉教の場合、奇蹟なしで列聖すべしと主張する。列聖教書を分析すれば、明らかになるように、教皇権は奇蹟を重視していた⁽³⁰⁾。列聖請願書の主張する内容は、教皇権の見解と異なる殉教を重視するものであったが、それにもかかわらず、教皇権は敢えて自らの見解とは異なる見解を利用して列聖プロセスを開始する。なぜならばトマス・ベケットの逝去直後は奇蹟の数が少なすぎて奇蹟主義を押し通すのは困難であったからである。だが、教皇権の方針とは異なるハーバートの列聖請願書の殉教重視の方針で列聖プロセスを開始したおかげで、短期間でトマス・ベケットの列聖が成し遂げられた⁽³¹⁾。教皇権にとつては自分たちが主張し難い殉教主義を自分たちに代わって主張してくれる列聖請願書は歓迎すべきものであった。殉教を認めることはヘンリ二世を暴君として位置づけることでもあった。ヘンリ二世の逆鱗に触れることは間違いない。そのような危険を冒しても、奇蹟の数が少なすぎたため殉教を列聖の要件に取り入れざるを得なかった。自分たちの代わりにヘンリ二世の怒りの矛先が向けられる身代わり羊を教皇権は必要としていたのである。

列聖請願書では、奇蹟だけでなく、徳行の証言の記述も無しでよいとされる。

というのも、模範や書かれたものは存在しないと思われるからだ。殉教者のシユロについて確知されるや否や、殉教者の栄光のこの報告に何らかの不当な遅れが生じないように、その書かれたものによって殉教者の栄光

がすべての者にまさるあなたの権威に相談されなければならないのだが⁽³²⁾。

「模範」はトマス・ベケットの生涯の徳行を編んだ伝記などの文書のことであろう。徳行について十分に調査できない場合でも、殉教だけで必要十分条件を満たすと列聖請願書は主張する。なぜならば、そもそも証聖者と殉教者の列聖プロセスは違うからだという。

実際には、一つには証聖者の名誉があり、他方で殉教者の特権がある。権威が見做すように、もし原因が殉教者をつくるならば、原因について確知されるや否や、殉教についていかなる問題も生じない⁽³³⁾。

西方教会では崇敬の対象とされる聖遺物が東方教会と比べて不足していた。原始教会の中心のイエルサレムから遠ざかるにつれて聖書に登場するような著名な殉教者の聖遺物の入手が困難となった。この状況を打開するために西方教会ではミラノのアンブロシウスの主張を取り入れて奇蹟を重要な審査基準と看做すことで殉教無しに聖人崇敬を創出する道を開いた。これにより、キリスト教が社会に受容された後、殉教が激減した西欧中世社会の列聖において奇蹟が重視されるようになった⁽³⁴⁾。中世の奇蹟主義の始まりである。ところが、列聖請願書は奇蹟主義を採らず、殉教者の列聖にとって奇蹟は不可欠な基準ではないと主張する。

だが、原因はこの場合に明白だ。全教会は彼の血によって書かれた原因と、あなたの独自の聖なる調査によつ

て承認された原因を知り、見て、読んだ。殉教者についてためらいがあつてはならない。それゆえにユダヤ人が求める目に見える御業のすべてのものに知られたしるしに依存してはならない。殉教のすべての証拠は二人の口において確かなものになっているのだから³⁶⁾。

以上の如く列聖請願書では、あたかも古代教会の列聖を想起させるような殉教主義の主張が強く打ち出されている。その上、通常、中世の列聖では重視される奇蹟の聴取というプロセスさえも殉教の場合には不要であり、殉教だけで列聖の証拠となると列聖請願書は下記の如く主張する。

したがって目に見えるしるしの私たちの第三の証言がなくとも、千人の殉教者は千の証拠である。それらの神の僕たちは、(そのことは痛ましいのと同様に悲しむべきであるが) ロバの墓に埋葬されている。というのも預言者の預言に従つて、彼らの亡骸を、空を飛ぶ鳥たちに餌として、そして地上の野獣たちに肉として置いたからである。だが彼らの記憶に、また飾られた教会に、誕生にふさわしい時が示された³⁶⁾。

奇蹟の聴取こそ中世以来、現代まで続く列聖に於いて重視されるようになったプロセスである。列聖請願書は、そのプロセスは不要であると断言するのである。これは中世の教皇権の認識とは異なる列聖請願書の認識が最も強くあらわれている箇所である。列聖請願書は殉教重視の主張を補強するために最後に念を押して聖書の權威に基づき議論を展開する。

さらに冒瀆する者たちのねたまへのあらゆる反駁は、はっきりすればするほど確信をもって企てられることを声高く私は繰り返すだろう。マカバエの人々が弾圧され、殉教した原因と罰を私たちは読み、一方でしるしを私たちは見ない。その事例によると、しるしを見ないにもかかわらず、マカバエの人々から母なる教会は殉教者の栄光を奪わず、殉教者という名声をねたまむこともなかった⁽³⁷⁾。

上述の如くマカバエ書の記述を例に挙げて、旧約聖書においても殉教だけでよいとされていると列聖請願書は主張する。

第四章 名誉回復のための列聖

列聖請願書の執筆者のハーバートにとっては、イングランド教会の正常化のため以外にも列聖の目的は存在した。それを明らかにすることによってハーバートが列聖をかくも熱心に推進したのは何故かという疑問に答えることができるだろう。以下で列聖をめぐるひとりの人間の実存にかかわる問題について考察することとなる。

次に取り上げるのは、教皇アレクサンデル三世とイングランド国王ヘンリ二世を対比させた列聖請願書の一節である。

十分に知らない私が言うのだが、成し遂げた方、即ち聖トマスにバリウムを送った教皇自身は今なお躊躇している。しかるに滅ぼした者は刺した者たちを躊躇なく賞賛している⁽³⁸⁾。

「成し遂げた方」は明らかに教皇アレクサンデル三世を指している。(トマスを)「滅ぼした者」が誰かが問題となる。「滅ぼした者」はトマスを「刺した者たち」を称賛している。「刺した者たち」はヘンリ二世配下のトマスを殺害した四名の騎士であろう。そうであるならば、「滅ぼした者」は、ヘンリ二世に他ならない。殉教を重視する以上、かつてのローマ帝国の暴君の如き人物の存在が不可欠となる。強大な政治権力による迫害が殉教の条件となるからである。必然的にヘンリ二世を暴君として位置づけることとならざるを得ない。ハーバートはヘンリ二世の怒りが自分に向けられることがわかっていても、奇蹟が少ない現状を考慮して、早急に列聖が成し遂げられるように殉教主義の方針を選択した。これは、わずか二年余りで列聖を成し遂げる決め手となった大きな決断である。トマス・ベケットの前に列聖されたカンタベリー大司教アンセルムス(在位一〇九三〜一〇九九年)の列聖にはかなりの歳月が費やされたことを考えると、トマス・ベケットの列聖が驚異的なまでの短期間で行われたことがわかる⁽³⁹⁾。ハーバートがこの決断がなければ、短期間にこの列聖が成し遂げられることはなかったに違いない。その意味でハーバートこそがこの列聖の最大功労者であったといっても過言ではない。だが、ヘンリの怒りの矛先は最も強硬に殉教重視の立場をとったハーバートに向かうこととなる。そのせいでハーバートはその後立身出世の道を完全に閉ざされてしまう。

ソールズベリーのジョンはこの選択をしなかったおかげで、ヘンリ二世の怒りの標的となることを免れ、晩年はシャ

ルトル司教（在位一一七六―一一八〇年）に就任することができた。ジョンはトマス・ベケットの列聖によって自己の名誉の回復を首尾よく達成することができたのである。かくして、かつてトマス・ベケットの側近として仕えた二人の人生の明暗ははっきりと分かれることになった。

列聖請願書は、教皇権に列聖を請願することを目的に執筆される文書であるが、興味深いことに執筆者のハーバート自身の心境の告白が文面にあらわれている。列聖請願書の執筆者が列聖請願を行うことになった個人的な動機が次の如く記されているのである。

教皇聖下の下僕にして、イエス・キリストの縛られた者である私ハーバートは、すべての私の心の膝を屈めて、これほどの威厳のもとで跪いて以下のことを祈り、求める。たとえ私のこの列聖の請願がこれほどの公正さの観点でひよっとしたら不十分に含むとしても、神への熟考と私のかくも長期の追放の熟考とによって、憐れんで私のこの列聖の請願を満たしてくれるように。公正さの点で不十分に持っていることを憐れみで満たしてくれるように。それにしても他のことに優先して、私はひとつの請願を主に対して求めた。そして主が明らかに自分の手を開き、この聖人の聖なる血を撒くことで、すべての土地を祝福するように、私はこの請願を正式に要請する⁽⁴⁰⁾。

トマス・ベケットの列聖に向けてのトマス・ベケットの側近の亡命在仏組の活躍は、ソールズベリーのジョンの書簡などを通じてよく知られている。列聖請願書は、ジョンと同じ亡命在仏組のハーバートによって執筆されたもの

である。ジョンとハーバートの亡命在仏組が列聖推進者（ポストラトゥール）として活躍し、教皇権の煮え切らない態度を変更させ、トマス・ベケットの列聖の成就に向けての突破口を開いた。

フランスの教会がこの列聖に極めて好意的であったのは、トマス・ベケットの側近の亡命在仏組のジョンとハーバートの列聖推進活動が成功したためである。亡命在仏組というイングランドから追放されても挫けず、諦めず、身の危険も顧みずに命がけの列聖推進活動を行ったいわば浪人中の人びとの存在無くしてわずか二年余りの短期間で列聖はあり得なかつたであろう。トマス・ベケットの列聖は、亡命在仏組にとつて失われた名誉回復のための賭金であつた。彼らにとつてトマス・ベケットの名誉を列聖によつて回復することは、トマス・ベケットの側近であつた自分たちの名誉を回復する可能性を高めることでもあつたからである。こうした亡命者たちの聖界での生き残りを賭けるという実存的な動機がなければ、奇蹟的ともいえる短期間のトマス・ベケットの列聖は実現しなかつた。列聖請願書は、叙任権闘争以後の聖俗の協調と相互依存という政治文化の形成を示す文書であるだけでなく、中世に生き、失われた自己の名誉の回復のために必死に活動したひとりの人間のエゴドキュメントでもあつた。

おわりに

以上の如くカンタベリー大司教トマス・ベケットの列聖プロセスを、グローバルヒストリーとエゴヒストリーの交差するところを読み解く史料としての列聖請願書を用いて分析した。高位聖職者の暗殺や暗殺未遂が頻繁に見受けられたアンジュー帝国においても、大聖堂に於いて衆人の見守る中で行われた四人の騎士によるあまりにも大胆す

ざる大司教殺害は、予期せぬ非常事態であった。ヘンリ二世にとってもアレクサンデル三世にとっても晴天の霹靂であったであろう。このような非常事態に際して、聖俗の歩み寄りが模索された。そのきっかけとしてのイングランド教会の正常化の糸口となったのがトマス・ベケットの列聖であった。

トマス・ベケットの列聖のプロセスから見えてくるもの、それは叙任権闘争史観とは逆の聖俗の歩み寄りと相互依存の歴史である⁽⁴⁾。全ヨーロッパ規模で展開された聖俗の両権力の政治文化的な結節点がトマス・ベケットの列聖であった。

ヘンリ二世は複合国家のなかで次々と勃発する反乱を鎮圧し、アンジュー帝国の秩序を維持するために、教会の助力を必要としていた。トマス・ベケットの列聖は歩み寄りのきっかけをつくるものであった。

アレクサンデル三世にとっては、神聖ローマ皇帝フリードリヒ・バルバロッサが擁立した対立教皇ではなく、アレクサンデル三自身がこの列聖を行ったという事実を全ヨーロッパに知らしめることが重要であった。全ヨーロッパ規模でトマス・ベケットの崇敬が認知されることは、その列聖を成功させた教皇アレクサンデル三世の権威を全ヨーロッパで高めることにつながったからである。アレクサンデルにとって自らの教皇権の正統性を全ヨーロッパに周知させるための賭金がトマス・ベケットの列聖であった。それゆえ教皇権は自らの見解とは異なる列聖請願書の殉教重視の主張を敢えて否定せず、むしろそれを利用して列聖に向けて迅速に動き始めたのである。トマス・ベケットの列聖は、神聖ローマ皇帝権との対抗上、ヨーロッパ北部との協調政策をとり始めた一二世紀の教皇権の外交政策の大転換を象徴する出来事であった。ゆえに大グレゴリウス以来数百年ぶりにトマス・ベケットはローマ典礼のカノン（典礼文）に採録されたのである。

このようなヨーロッパのグローバルな政治状況とともに亡命聖職者の内面をも読み取ることができ、現代に生きる我々に中世人の悲哀や希望の息吹を伝えてくれるエゴドキュメントとしても本稿で取り上げた列聖請願書は極めて興味深い史料であるといえよう。

残念ながら依然としてこの時代にはポジティブと呼ばれる列聖関連史料群も姿を見せておらず、断片的な証拠を繋ぎ合わせて全体像をとらえるほかない。その上、教皇権による列聖が制度として確立するのは、一一八一年のアレクサンデル三世の教令や一二三四年グレゴリウス九世の教令の成立を経てのことである⁽¹²⁾。それでもトマス・ベケットの列聖は、過渡期ながらかなりの完成度を示しているように思われる。実際これ以降、教皇権による列聖システムは確立へと向かう。本稿は、教皇権による列聖システムの確立に向けての萌芽期の状況を探る試みといえる。さらに精緻に列聖プロセスの全体像を解明するためには、列聖請願書の提出から教皇権による本審査に向かう途中に出される列聖調査依頼文書や、列聖の決定を告げる列聖教書などに調査を広げる必要がある。

本稿は在地の政治的利害の結節点としての列聖の国制的意義の解明を目的とした「DPS科研費研究プロジェクト（課題番号20K01068）「中世盛期の西南フランスにみる列聖の国制的意義」」の研究成果の一部である。

(1) これは、T・S・エリオットの戯曲『大聖堂の殺人』のモデルとなった事件として知られている。T.S. Eliot, *Murder in the Cathedral*, New York, 1935. 翻訳については二つの版が存在する。T・S・エリオット（福田恆存訳）『寺院の殺人』新潮社、一九五四年、のち『エリオット全集（二）詩劇』中央公論社、一九七一年に所収。T・S・エリオット（高橋康也訳）『大聖

- 堂の殺人』白水社、一九七一年、のちリキエスタの会、二〇〇一年。
- (2) G. Fontani, *Codex Constitutionum quas summi pontifices ediderunt in solenni canonizatione sanctorum a Johanne XV. ad Benedictum XIII. sive ab A. D. 993 ad A. D. 1729*, Rom camera apostolica, Rome, 1729. トマス・ベケットの列聖教書が三通採録されている。
- (3) 「列聖する」(canonizare) という表現自体は一二世紀後半にあらわれる。教皇アレクサンデル三世が用いたことで用語として定着したものと思われる。一一七三年に発給された同教皇の列聖教書では canonizavimus という複数形の表現が用いられて 58° *MTB*, vol.VII, DCCLXXXIII; *ibid.*, DCCLXXXIV.
- (4) Y. Chiron, prerogative du pape, dans *Enquête sur les canonisations*, Paris, 1998, pp.50-57.
- (5) 佐藤伊久男「カンタベリー大司教トマス・ベケットの闘い」『西洋史研究』新輯第一三号、一九八四年、一一二五頁。
- (6) Z. N. Brooke, The effect of Becket's murder on Papal Authority in England, *Cambridge Historical Journal*, Vol. 2, 1928, pp. 213-228.
- (7) F. W. Maitland, Henry II and the Criminous Clerks, *The English Historical Review*, Vol. VII, 1892, pp.224-234.
- (8) C. Duggan, the Becket dispute and the criminous clerks, *Bulletin of the Institute of Historical Research*, Vol. 35, 1962, pp.1-28.
- (9) R. M. Fraher, The Becket dispute and two decretist traditions: the Bolognese masters revisited and some new Anglo-Norman texts, *Journal of Medieval History*, Vol. 4, 1978, pp.347-368.
- (10) トマス・ベケットに関する問題全般を扱った概説としては F. Barlow, *Thomas Becket*, Berkeley California, 1986. 渡辺愛子「ベケット論争研究の一動向―教会法からみた聖職者特権を中心に―」『西洋史学報』復刊第七号、一九八〇年、二七―三六頁で教会法の側面から研究史が簡潔に整理されている。重厚な実証研究としては、苑田亜矢「ベケット論争と二重処罰禁止原則」法

制史研究』第六一巻、二〇一一年、一一七―一五〇頁。

- (11) トマス・ベケットの人格面に焦点を当てた研究は、D. Knowles, *Archbishop Thomas Becket : A character study*, London, 1952; D. Knowles, *Thomas Becket*, London, 1970.
- (12) J.C. Robertson and J. B. Sheppard, (ed.), *Materials for the history of Thomas Becket, Archbishop of Canterbury (canonized by Pope Alexander III, A.D. 1173)* Rolls Series, vol.67, vols. I-VII, 1875-1885 (以下、*MTB* と略記する) 列聖請願書は『*MTB*, vol.VII, DCCLXXIX.
- (13) 小野賢二「教皇権と地域諸権力の関係」朝治啓三、渡辺節夫、加藤玄編『中世英仏関係史―ノルマン征服から百年戦争終結まで―』創元社、二〇一二年、一七九―一九五頁、一八四―一八五頁参照。(以下で「教皇権と地域諸権力の関係」と略記する)
- (14) W. J. Millor, H.E. Butler, and C. N. L. Brooke(ed.), *The Letters of John of Salisbury*, volume two: the late letters (1163-1180), Oxford, 1979.
- (15) Y. Chiron, Le procès de canonisation au Moyen Age, dans *Enquête sur les canonisations*, Paris, 1998, pp.57-68.
- (16) 教会史研究の権威ボシエの霊性史研究の主要な史料として聖人伝は大いに活用されており、多くの若手研究者がその潮流のなかにいる。A. Vauchez, *La Sainteté en Occident aux derniers siècles du Moyen Age. D'après les procès de canonisation et les documents hagiographiques*, École française de Rome, Rome, 1988. 古典的な総説として、A. Vauchez (dir.), *Apogée de la papauté et expansion de la chrétienté (1054-1274)*, (Histoire du christianisme des origines à nos jours sous la direction de Jean-Marie Mayeur, Charles et Luce Pieyri, André Vauchez, Marc Verard), tome V, Paris, 1993.
- (17) ボランディストの当初の計画と意気込みによれば、『Acta Sanctorum』の二月の巻にトマス・ベケットの伝記が採録され、それに付随して列聖にかかわる学術的な註解がラテン語で附される予定で刊行が進められてきたはずであるが、作業は完全に停滞しており、公刊の見通しは立っていないという。この状況はトマス・ベケットの列聖研究の困難さを反映しているように思

われる。

- (18) 史料のごくは *MTR*, vol.II, 1875; William of Canterbury, *Vita et passio S. Thomae*; John of Salisbury, *Vita Sancti Thomae*; Edward Grim, *Vita S. Thomae*; Herbert, of Bosham, *Vita Sancti Thomae*. 聖人伝の諸版の概要のごくは *Société des Bollandistes* (ed.), *Bibliotheca hagiographica latina antiquae et mediae aetatis*, K-Z, vol.II, Brussels, 1900-1901.
- (19) ソールズベリーのシヨンのによる *Vita* は、トマス・ベケットの列聖後に書かれたシヨンの書簡集の巻頭を飾る前書ぎに過ぎぬと考える研究者が多いが、バロウのちやうに逆にそれは列聖前に執筆されていたと考える研究者も存在する。F. Barlow, *op. cit.*, p.4.
- (20) 苑田亜矢「ベケット論争と二重処罰禁止原則」一四〇頁。
- (21) 一連の経緯のごくは、F. Barlow, *op. cit.*, pp.225-250 を参照。
- (22) アキナースのごくは、M. Soria-Audebert, *Violences anti-épiscopales et stratégie politique. Les victimes des Plantagenêt dans l'Aquitaine du XIIe siècle, Revue historique du Centre-Ouest*, t. II, 2003, p. 371-385. トリントン家とトロンスト国の所領全体のごくは、M. Soria-Audebert, *La croisée brisée. Des évêques agressés dans une église en conflit*, (*royaume de France, fin Xe - début XIIIe siècle*), (Culture et société médiévales, vol. 6), Turnhout, 2005.
- (23) 佐藤伊久男「カンタベリー大司教トマス＝ベケットの闘い」一三二-一三四頁。
- (24) *Eo quippe omnium obstupescunt jam corda et aresecunt, quod pluvia illa quam segregavit Deus jam hereditati suae suspendatur adhuc, et clausum tamiu teneatur unguentum, fracto jam a tanto tempore alabastro; praesertim cum iniquis effundat Deus quod adhuc recedit ecclesiae: nisi quod infirma ecclesiae et ignobilia suavem et omnino vivificum cuiuscumque per totam mundi domum istum spirant odorem, et mutis adhuc ecclesiarum principibus, nescio quae contemptibilia mundi et abjecta illius primogeniti vestri martyris Christi gloriam universo terrarum orbe praekonizant; videte ordinem si*

- præposterum, vos videritis, Episcopus tacet, populus evangelizat…… (MTB, vol.VII, DCLXXX)
- (25) Sciens enim scio certissime quoniam mox ut manum tuam aperueris, et pluviam illam voluntariam quam Deus segregavit hæreditati tuæ effuderis, perficietur hæc ipsa hæreditas, et omnia implebuntur bonitate. (MTB, vol.VII, DCLXXXIX)
- (26) JLe Patourel, The Plantagenet Dominions, in *History*, vol.50, 1965, pp. 289-308. 小野賢一「マキチヌ地方におけるプランタジネット家空間の統治構造―教会政策の分析から―」朝治啓三、渡辺節夫、加藤玄編『帝国で読み解く中世ヨーロッパ―英独仏関係史から考える―』ミネルヴァ書房、二〇一七年、二六二―二七五頁。
- (27) Y. Chiron, la sainteté par le martyrre, dans *op.cit.*, pp.91-128.
- (28) Y. Chiron, la prevue par la miracle, dans *op.cit.*, p.129-150.
- (29) Unde et in eo quod nunc mirabiliter facit Dominus in hoc sancto suo mirabilis est, quem eo magnificentius glorificat quo mirabilius evangelizat. Et ut tantæ majestati non tam temere quam timide, salvo illo singulari primatu tuo qui omnibus præest, loquor, nullo expectato superiore mandato, martyris palmam martyrii gloria mox subsequi debuisset, etsi nullum fuisset visibilis signi testimonium. (MTB, vol.VII, DCLXXXIX)
- (30) 二〇二三年九月十七日(日)に東北学院大学に於いて開催されたキリスト教史学会第七四回大会で筆者は「カンタベリー大司教トマス・ベケットの列聖…列聖教書の比較研究」という題目で報告を行った。
- (31) 列聖に数十年あるいは数百年費やされることは、決して珍しくないのではなご。
- (32) Nec enim arbitror exemplum exstare vel scriptum quo debeat ad tuæ auctoritatis, quæ omni præeminet, consultationem referri gloria martyris, mox cum de martyrii palma constiterit, ne in relatione hac martyris gloriæ fiat quædam injuriosa dilatio. (MTB, vol.VII, DCLXXXIX)
- (33) Alia quippe confessorum dignitas, aliud vero martyrii privilegium est. Nam si (ut auctoritas habet) causa martyrem facit,

- ut de causa constiterit, de martyrio nulla quaestio est. (*MTB*, vol.VII, DCCLXXIX)
- (34) Y. Chiron, *op.cit.*, p.129-150.
- (35) At causa hic liquet. Scivit omnis ecclesia et vidit et legit causam ipsius scriptam, proprio etiam et sancto tuo examine approbatam, quare et de martyrio haesitatio esse non debet, a notis etiam omnibus, quae Iudaei petunt, operum visibillum signis; ut in ore duorum firrum stet omne martyrii testimonium. (*MTB*, vol.VII, DCCLXXIX)
- (36) Unde etiam, et absque tercio nostro visibillum signorum testimonio, martyrum mille millia sunt; illis etiam Dei servis (quod eo lacrymabilius quo crudelius est) asini sepulchris sepultura. Posuerunt enim, juxta prophetiae vaticinium, mortician eorum escas volatilibus caeli, et carnes bestium terrae, quorum tamen nunc memoris et ecclesiae ornatæ, et natalibus signata sunt tempora. (*MTB*, vol.VII, DCCLXXIX)
- (37) Et adhuc repetam altius, ut, eo certius quo expressius, omnis blasphemantis invidiae dictiondicio exploratur. Machabeorum causam et poenam legimus, signa vero non vidimus; quibus tamen mater Ecclesia, sicut nec martyrii gloriam subtrahit, nec martyrum etiam nomen invidet. (*MTB*, vol.VII, DCCLXXIX)
- (38) Et, ut minus sapiens dicam, qui perfecit adhuc haesitatio, scilicet ipse papa qui pallium misit sancto Thomae; qui vero destruxit, scilicet spiculatores incunctanter exaltat. (*MTB*, vol.VII, DCCLXXIX)
- (39) アンセルムスの列聖は一五世紀末に教皇アレクサンデル六世によって正式に認可されたことが多い。だが、トマス・ベケットの列聖前にすでにアンセルムスは列聖されていたと考える研究者もいる。それでも彼の没後、列聖までに四〇年ほどかかったことになる。
- (40) Ego Herbertus, sanctitatis vestrae servus, vinculus Jesu Christi, totis mentis meae genibus majestatis tantae pedibus advolor, orans et supplicans ut quasdam praesentes petitionulas meas, etsi forsitan in conspectu tantae justitiae minus

contineant, cōtemplatione Dei et tam diuturn exsili mei, misericorditer impleat, quod minus habeant in Justitia suppleat misericordia:.....veruntamen prae caeteris unam peti a Domino et hanc requiram ut manum videlicet suam aperiat et omnem terram sancti illius et vere sancti sanguinis aspersione benedicat. (MTB, vol.VII, DCCLXXIX)

(41) 「教皇権と地域諸権力の関係」一九四一―一九五頁。

(42) ルートヴィヒ・ヘルトリング(渡邊浩訳)「翻訳ルートヴィヒ・ヘルトリング(イエズス会)『列聖手続きの歴史に関する諸問題』」『紀要』第一九号、藤女子大学キリスト教文化研究所、二〇二〇年、一七―四九頁参照。